登録加工製品品質調査規定

1. 目的

本規定は、『入会規定運用マニュアル』別表に掲載する国で上市されている衛生関連加工¹⁾製品の品質等を調査・確認し、基準を満たす加工製品を利用者に提供し、継続的に それらの衛生機能の品質を確認することにより、消費者が安心して商品選択をおこなえるようにすることによって、業界の健全な発展および国民生活の向上に寄与することを 目的とする。

1): 抗菌、防カビ、抗ウイルス等の衛生機能加工の総称

2. 適用範囲

- 1) SIAAマーク表示している加工製品について調査・確認する。
- 2)会員以外が衛生機能を表示して販売している加工製品を調査して市場実態を把握する。

3. 調査方法

以下2つの制度にて実施の詳細は別途、各マニュアルに定める。

(A) 買い取り調査

登録されている商品情報から、本規定第2項(適用範囲)と製品各分野について、過去の調査実績も考慮し、当該年度の商品買い取り製品を決め、買い取り調査をおこなう。

(B) 定期的性能チェック制度

本制度は、当会に各衛生関連加工製品を登録した会員企業について、特定の年毎に、その企業が登録している加工製品の中で、代表的な製品について試験片の提供を受け、SIAAマーク対象の機能を確認するものとする。実施する試験機関は別途指定し、試験費用の一部は会員企業の負担とする。

4. 衛生機能評価試験の実施

本会の各衛生機能の評価試験法により、別途定める指定試験機関で実施する。

5. 調査結果の対応

- 1)本会会員製品の(A)買い取り調査結果について、当該会員には個別に報告するとともに問題があればマニュアルに基づき改善を促す。
- 2) (B)定期的性能チェック制度における結果連絡や不合格時の対応等についての詳細はマニュアルに定める。チェック試験の結果が最終的に不合格の場合や、是正報告書またはサンプル提出のない製品についてはマニュアルに定めるところにより理事会審議の上、製品の登録取り消しとすることがある。

6. 雑則

本規定に定めのない事項の取り扱いは常任理事会に諮って決定する。

機密保持レベル D

制定 平成11年12月14日 改訂 平成13年 6月22日 改訂:平成19年 2月 2日 改訂:平成26年 9月18日 改訂: 2022年 1月27日 改訂: 2024年 4月 3日